

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成28年9月20日現在）

1. 監査のテーマ

一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成27年6月22日から平成28年2月18日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	20件	22件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	52件	54件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	0	0	0	0	0	0	5	2 (40%)	3 (60%)	0	0	0
総務部行政総務課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
総務部契約検査課	2	2 (100%)	0	0	0	0	6	6 (100%)	0	0	0	0
総務部情報政策課	3	3 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
政策企画部広報広聴課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
都市活力部スポーツ振興課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
環境部環境政策課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
環境部公園みどり推進課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
環境部減量推進課	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0	2	0	2 (100%)	0	0	0
財務部債権管理課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市民協働部くらし支援課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0

健康福祉部高齢者支援課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	2 (67%)	1 (33%)	0	0	0
健康福祉部保健予防課 (H27：健康増進課)	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
健康福祉部保健医療課 (H27：健康増進課)	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部保険給付課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	1 (33%)	2 (67%)	0	0	0
こども未来部こども事業課	1	1 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部住宅課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
都市計画推進部交通政策課	2	2 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤部水路課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
教育委員会事務局生涯学習課	0	0	0	0	0	0	4	3 (75%)	1 (25%)	0	0	0
教育委員会事務局読書振興課	2	2 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局学校教育課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0
教育委員会事務局学校給食課	3	3 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
合 計	22	21 (95%)	1 (5%)	0	0	0	54	40 (74%)	14 (26%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成28年9月20日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
1. アンケート								
1	30ページ	第1号随意契約に要する見積り合わせの不備のチェック	第1号随意契約では、原則、複数の者からの見積りを要するにもかかわらず、5割超で見積り合わせが実施されていないことは手続不備の可能性がある。 性質的には他の号に適用するが、少額につき、第1号を優先適用しているケースもあるため、見積り合わせが実施されていない契約のすべてが手続不備であるとは言えないが、各課はこの点について、問題がないか再点検されたい。		○	契約検査課	第1号随意契約の複数見積りモリの徴取について、全庁職員を対象にした契約事務研修において周知を図りました。今後も継続的に契約事務研修を実施する予定です。また、各部局に対して平成28年7月に改めて随意契約の手続きなどを示した「豊中市随意契約ガイドライン」の遵守を文書により周知しました。	措置済
2	31ページ	第2号随意契約方式採用の適切性	市では、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される場合(すなわち、その業務を行える業者が他に存在しない場合)に限り、第2号を適用することとしている。このルールを踏まえると、第2号随意契約の27件において、複数業者からの見積りを徴取できていることは不自然であり、随意契約が不適切であった可能性がある。 各課はこの点について、再点検されたい。		○	契約検査課	第2号随意契約の適用について、全庁職員を対象にした契約事務研修において周知を図りました。今後も継続的に契約事務研修を実施する予定です。また、今回指摘を受けた課に対して、平成28年7月に通知文書を発出するとともに個別に指導を行いました。	措置済
2. 契約全般								
3	42ページ	契約管理システムの更なる有効活用	平成24年度に契約管理システムが導入された。 システム導入後3年が経過しているが、登録したデータを十分に活用できていないため、課題を整理し、契約状況の分析や契約事務に係る仕組みづくりに活かされるよう、運用の見直しを検討されたい。		○	契約検査課	契約管理システムについて、契約状況の分析や契約事務に係る仕組みづくりに活用できるように、各種統計を行うことができる機能を改修しました(平成28年9月末改修予定)。今後は改修した機能に基づいて、契約状況の分析や契約事務に関わる仕組みづくりを行います。	措置済
4	47ページ	委託契約全般の統制、管理、事後のチェックの必要性	契約検査課は、契約全般に関して、全庁的な課題があれば、その企画・調整を行い、各種ガイドラインの策定、研修による周知、各所管部署からの相談対応などを行っている。一方、多くの委託契約は各事業を所管する部署内で契約事務を執り行っている。このような現状において、各所管部署によって独自の解釈や規程類の適用誤り、運用のばらつきが見られた。 契約管理システムの情報を活用するなどして、契約検査課が契約全般の企画・調整機能をより強化することが望ましい。		○	契約検査課	平成28年2月に各部局に対して、再委託にかかる基準などを示した「再委託に関するガイドライン」を文書により周知しました。また、システム機能の改修を行い(平成28年9月末改修予定)、システムを活用して全庁的な仕組みを構築するなど、契約全般の企画・調整を行っていきます。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
5	47ページ	単価契約の決裁基準の整理	各所管部署が締結した単価契約において、単価に基づき決裁権者を適用している事例が見受けられたが、契約締結時に想定される年間の執行見込額を基準にすべきと考えられる。単価契約締結の決裁権者が部署によって異なる現状については、事務決裁規程が分かりにくいことも原因の一つと考えられるため、事務決裁規程において単価契約の決裁者をより分かりやすい規定に改正するとともに、庁内へ周知徹底されたい。		○	行政総務課	単価契約について、平成28年4月に事務決裁規程を改正し、契約期間中の予定総額で決裁権者を決定する旨を明記しました。	措置済
6	48ページ	再委託に関するルールの整備	契約上再委託の事前承認が必要とされているにもかかわらず、再委託の有無を確認していないケースや、承認の趣旨を理解しないまま、再委託を受け入れているケースが散見された。再委託の事前承認を必要とするケースを整理する。事前承認を必要とする趣旨や範囲を庁内に周知する、そして業務にあたって事務の実効性を補助するような確認のための雛形を配布するなど、指導的機能を果たすことが求められる。		○	契約検査課	再委託に係る手続きの適正化を図るため、その基準と運用について「再委託に関するガイドライン(平成28年4月施行)」を策定するとともに、事務決裁規程を改正(平成28年4月1日施行)し、専決者を明確にしました。	措置済
7	48ページ	指定管理者に対する保証金の徴収	指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。		○	行政総務課	履行を保証する手段として、平成28年3月に指定管理者制度の運用に係る方向性を示した「新・指定管理者制度導入に関する指針」及び「指定管理者募集要項」の標準モデルを改正し、市との協定を結ぶ際に指定管理委託料の100分の5以上の履行保証金を指定管理者から納めていただく仕組みを新たに設けました。	措置済

3.とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務

8	72ページ	指定管理委託料の積算	エトレ豊中の5階と6階は、各設置目的に合致した利用が主となっているが、市民から見れば、いずれも個々人の違いや多様性を尊重する見地から、施設の相互利用促進を制限する理由はない。現在でも、場合によっては各設置目的を超えた使用を許可しているが、今後は両施設の相互利用をさらに効果的、積極的に進めることにより、市民の利便性の向上とともに一層運営を合理化できる余地がないのか、検討されたい。また、活動実態に関しては、市民から見れば、効果に対して合理的なコストであることが望まれる。指定管理委託料は、既存の出資団体を前提に積算するのではなく、当該施設で達成すべき効果から割り出した必要工数を積算して事業実施に必要な配置人員を決定し、予定価格を設定するよう検討されたい。		○	人権政策課	5階・6階の双方に備わっていない室は、国際交流センターが6階に移転、貸室提供業務を開始した平成22年3月より順次相互乗り入れを行っています。現在は各施設の条例、規則に基づき、施設単位での運営にはなっていますが、市民等のニーズを汲み取り、5階6階ともに使い勝手の良い利用提案を互いの施設職員が行い、新たな利用者の獲得や、双方の施設の活性化、周知にもつなげています。すてっぷ、国際交流センターの各指定管理者からも状況を伺い、次期指定管理期間には更なる効率的な業務運営の方法や市民の利便性向上が図れる方法がないか検討していきます。また、予定価格の設定は、平成28年からの指定管理者再選定に向けて賃金構造基本統計調査(厚生労働省)や過去の実績などを参考にしながら積算する方法に改めました。	対応中
---	-------	------------	--	--	---	-------	--	-----

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
9	74ページ	効果測定の指標	他に競争者がいないため、男女財団の過去の実績による運営コストを基礎とした指定管理委託料となっている実態を前提にすれば、市民のニーズに合った事業効果が得られているか、それに見合った費用であるかについては、より一層厳格な検証が必要である。アウトプットだけでなく、市民ニーズにどれだけこたえることができたかの効果を測るアウトカム指標を設定されたい。 そのうえで、常に変化する社会環境や市民ニーズを真に捉え、求められる機能を果たし得ているか、指定管理委託料の水準は適切か、市民サービスの内容や方法を変える必要はないかなど、事業を評価するに相応しい効果指標を設定し、評価されたい。		○	人権政策課	事業効果については、参加者アンケートや追跡調査の実施、報告書の作成や市との定例会議などにより検証し、その結果を事業展開につなげています。平成28年度に第2次豊中市男女共同参画計画の見直しを行う中で、アウトカム指標(市民ニーズにどれだけこたえられたかの成果を測る指標)の追加を検討していきます。	対応中
10	75ページ	特定の団体に対する利用料の免除	特別の理由が認められるとして、特定の社会活動団体がすてっぷを利用する際には、常に使用料を免除している。 すてっぷ登録団体制度における他の登録団体が男女共同参画目的で使用する場合、月2回までしか使用料を免除されないことと比較して公平性に欠けるため、整合性を図られたい。		○	人権政策課	これまでの経緯もふまえつつ協議を行い、他の登録団体と公平性を欠くことのない状態に移行させていく予定です。	対応中
11	75ページ	事業報告書における指定管理業務協定書に基づく自主事業の明瞭な表示	事業計画書には自主事業に係る実施計画書及び収支予算書、事業報告書には自主事業の実施状況及び経費の収支状況の記載が求められている。しかし、男女財団は、これらの書類に指定管理業務以外に実施した事業に係る計画及び実施状況と混同する記載をしているため、男女財団がすてっぷで実施する自主事業の収支が不明確である。 協定書に基づき、指定管理業務協定書に基づく自主事業の計画及び収支を記載するよう求められたい。		○	人権政策課	平成29年度収支予算書及び平成28年度収支決算書から、収支表の欄外と、事業計画書・事業報告書の各該当頁に、すてっぷ指定管理業務における自主事業の定義を記載することに改めました。	措置済
12	75ページ	再委託手続の適正化	すてっぷの指定管理業務を行うに当たり第三者委託の承認申請をしているが、業務名と委託先の名称のみ記載し、再委託の金額や再委託の業務の範囲等は記載していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。		○	人権政策課	平成28年4月からのすてっぷ管理業務における第三者委託承認申請時に、業務名、委託先に加え、業務内容、契約期間、これまでの当施設での業務請負実績、予定契約額を事前に記した書類を提示することに改めました。さらに、契約締結後速やかに契約書(写)の提出を求め、契約額等の把握を行っています。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
4.複数契約(豊中市児童手当システム構築業務ほか21件)								
13	79ページ	再委託手続の適正化	再委託先の会社名のみ記載された業務従事者承諾書を入手することで足りるとして、再委託の承諾を行っていない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。	○		情報政策課	契約検査課が策定した「再委託に関するガイドライン」に基づき、平成28年4月1日以降の契約において、再委託が発生する場合は事業者に再委託承諾申出書の提出を求め、承諾する仕組みとしました。	措置済
14	79ページ	再委託手続の不備	業務従事者承諾書すら入手していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請の入手を徹底する必要がある。	○		情報政策課	契約検査課が策定した「再委託に関するガイドライン」に基づき、平成28年4月1日以降の契約において、再委託が発生する場合は事業者に再委託承諾申出書の提出を求め、承諾する仕組みとしました。	措置済
15	79ページ	契約書の記載誤り	契約書上、契約保証金免除の根拠条文が誤っていた。	○		情報政策課	契約保証金免除の根拠条文を確認し、平成28年3月に契約書の記載を修正しました。また、契約保証金免除の根拠等について、平成28年3月に課内全職員に対し文書により周知しました。	措置済
16	79ページ	予定価格変更手続の誤り	予定価格を変更する場合、予定価格等設定伺を再度起案し、決裁を得る運用が行われているが、変更に係る起案が作成されていなかった。	○		情報政策課	万が一予定価格が変更となる際は、予定価格等設定伺を再度起案することを徹底することについて平成28年3月に課内全職員に対し、文書により周知しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
17	79ページ	随意契約の理由の根拠不足	システム改修に係る委託契約において、導入業者と契約した場合には開発期間の短縮や経費の節減が期待されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するとして、随意契約を行っているが、競争入札を行った場合にどの程度不利になるかが不明確で、理由の説明としては不十分である。第6号を理由として随意契約するのであれば、不利である具体的理由を随意契約理由書に記載されたい。		○	情報政策課	平成28年度以降の契約について、既存システム開発事業者にプログラム変更権や著作権がある場合や、住民サービスが提供不可になるなど、プログラム変更により既存システムの使用に支障が出る場合は、理由を明確にしたうえで第2号の「性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」の規程を適用することとしました。	措置済
18	80ページ	長期継続契約に係る決裁権者に関するルールの整理	豊中市事務決裁規程では、「契約1件当たりの金額」で決裁権者を定めているが、長期継続契約の場合は別途通知により、年額(12か月分の金額)で決裁者を決定するという運用が行われている。 実際には、多くの場合、年額での意思決定であっても、結果的に総額の執行を意思決定したのとほぼ同様の効果が発現するため、決裁権者に関する運用を変更する必要があるか再検討されたい。		○	情報政策課 契約検査課	長期継続契約は契約期間中の総額で専決者を決定することとし、事務決裁規程を改正(平成28年4月施行)しました。(契約検査課) 平成28年契約案件より改正された「豊中市事務決裁規程」に基づき、契約期間中の総額で決裁権者を決定しています。(広報広聴課)	措置済
5.「広報とよなか」企画編集制作業務								
19	82ページ	再委託手続の不備	再委託の事前承認の届けがないことをもって再委託はないものとしていたが、今回、改めて委託先に再委託の有無を確認したところ、再委託をしていることが判明した。 現状において豊中市では、市の直接の契約先が別の業者に委託する場合の全てを「再委託」と定義しているため、再委託の全てについて事前承認が必要となる。		○	広報広聴課 契約検査課	再委託に係る手続の適正化を図るため、その基準と運用について「再委託に関するガイドライン(平成28年4月施行)」を策定し、各部局に対して平成28年2月に文書にて周知しました。また、合わせて事務決裁規定を改正(平成28年4月施行)し、再委託の承諾に係る専決者を明確にしました。(契約検査課) 「再委託に関するガイドライン」に基づき、契約書及び仕様書を作成し、再委託禁止となる委託業務の主たる部分について明確化を行うとともに、再委託承諾申出書の処理及び諸手続を行いました。(広報広聴課)	措置済
6.豊中市広報番組制作・放送業務								
20	84ページ	ケーブルテレビによる情報発信の効果検証	情報伝達手段が多様化し、制作維持費が増加する中で、番組制作本数や放送回数等、アウトプット指標は実績管理しているが、現在市民がどれほどケーブルテレビによる情報発信を利用し、必要としているか、他の手段と比べたときにケーブルテレビを媒体とする優位性はどうか、などのアウトカム(成果)指標については確認していない。 今後は、映像媒体の活用のあり方について、時代の流れに応じて、多様な情報伝達手段の中で適切な資源配分や転換を行われたい。		○	広報広聴課	映像媒体の活用のあり方について、多様な情報伝達手段の中で適切な資源配分や転換の必要性の指摘を受けたことから、ケーブルテレビで放送する市広報番組「かたらいプラザ」について、平成28年度から放送時間の短縮および放送回数の縮小を実施しました。また、市民の視聴実態を把握するため、広報とよなか3月号において、アンケート調査を実施し、結果を広報とよなか6月号で公表しました。回答結果では、市広報番組を「ほとんど見ない」、「見たことがない」との回答が70%を占めており、このアンケートから把握した視聴実態や市民等からの意見を参考に、引き続き効果的な映像媒体の活用について検証を進めます。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
7.豊中市立体育館等の管理運営業務など								
21	90ページ	指定管理者に対する保証金の徴収	指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。 指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。		○	スポーツ振興課 行政総務課	平成28年3月に改正された「新・指定管理者制度導入に関する指針」及び「指定管理者募集要項」の標準モデルに基づき、対応していきます。(スポーツ振興課) No7を参照。(行政総務課)	措置済
8.豊中市ふれあい緑地球技場芝生管理・巡回業務								
22	91ページ	履行保証保険の加入漏れ	契約書上、履行保証保険により契約保証金を免除する旨の記載があったにもかかわらず、履行保証保険へは加入していなかった。所管部署もその事実を看過しており、契約手続に不備があった。		○	スポーツ振興課	契約保証金の納付を免除する場合は、各号に定める根拠を契約決議書に添付すること、財務規則第110条第1号に定める履行保証保険契約の締結による契約保証金納付の免除については、現地説明会時から業者へ周知を行い、契約締結時の履行保証保険契約証書受理を徹底することなど、平成28年6月に課内全職員に文書により周知しました。	措置済
23	92ページ	指名業者の選定根拠の明確化	指名業者の選定方法について、具体的な選定根拠が資料として残されておらず、当該業務の取扱いができると考えられる業者を全て指名して競争性が適正に確保されたかどうか不明である。一般競争入札としない根拠や指名方法の適正性を明確にしておくために、指名業者の選定方法・根拠について明示されたい。		○	スポーツ振興課	指名競争入札における指名業者の選定については、平成28年度より委託内容に応じて、登録内容、その希望順位、業者の規模、所在地、指名実績などの選定条件を文書により明確にし、当該選定条件を示した文書を関係書類に添付することとしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
9.豊中市立環境交流センター管理運営業務								
24	95ページ	指定管理者選考における要検討事項	<p>1 募集要項の明確化 環境交流センター指定管理者候補者の選定における一次審査(審査)において、各応募者から提出された指定管理委託料の提案額の積算根拠に、一部ばらつきが見受けられた。公平・公正な審査を行うにあたっては、誤解を生じないような募集要項を作成されたい。</p> <p>2 審査の経過に関する記録及び資料の保管について 採点結果の妥当性や評価根拠を示すことができるよう、議事録や関連資料の作成を適切に行われたい。</p>		○	環境政策課	<p>次回の公募時(平成29年度)の募集要項においては、記載する内容や表現を見直し、積算に用いる根拠を明確にします。また、採点結果の妥当性や評価根拠を示すため、選定評価委員会での審議内容を明らかにすることができるよう資料を適切に作成します。</p>	対応中
10.ふれあい緑地(1・5街区)協働管理委託業務								
25	99ページ	委託料の適切な見直し	<p>市は随意契約により公園管理業務を委託先に委託しているが、市が委託先に支払っている委託料の金額は、委託先が実際に支出した委託対象事業費を大幅に上回っている。これは、企画書に基づく市の負担範囲を超えており、実質的には委託先に対する助成となっていると考えられる。企画書の趣旨に沿えば、市が支払う委託料は、委託先が協働管理委託業務を実施するために支出した費用の範囲内とすべきであり、委託料の見直しを検討されたい。</p>		○	公園みどり推進課	<p>委託料の積算については、委託先が実際に支出した事業費と委託料の乖離が少なくなるよう前年度の人工等の実績値を参考にして算出するよう改め、平成28年4月に委託契約を締結しました。</p>	措置済
11.し尿収集運搬業務								
26	102ページ	委託料の適切な見直し	<p>昭和58年以来同一の相手先と随意契約を続けており、し尿処理量は年々減少しているが、委託料はそれほど変化していない。他に委託業者が存在しないため、随意契約はやむを得ないとしても、契約金額や事業実施方法については市が自ら検証する必要がある(PDCAの必要性)。</p> <p>委託料に変化がない主な要因は、予定価格積算方法の見直しを行っていないこと及び予定価格を参考に同社との随意契約の中で前契約を基準としてほぼ同水準で両者の話し合いにより契約額が決定されてきたことによる。</p> <p>次期契約締結時にあたっては、他市の処理単価(処理量や件数)等と比較したうえで、現在の委託料の算出方法が適切か、見直しも含めた検討を行われたい。</p>		○	減量推進課	<p>当該委託業務については、下水道整備が進んだため、し尿くみ取り箇所が減少したことによる対応として、それまで数社あったし尿収集運搬業者が整理統合されて設立するに至った経緯があり、また、現状として市内唯一のし尿収集業者であるといった点や、収集件数が減少した場合においても、収集申込みに対応して市内全域を収集する必要があるという点があり、回収量に応じて算定することが困難な業務内容となっています。次回の契約(平成29年度)に向けて、他市の処理単価等と比較したうえで、現在の委託料の算出方法について、見直しも含めた検討を行います。</p>	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
27	103ページ	適切な書類の保存	同契約において、業務開始当初の契約金額積算の前提・考え方や、過去に見直しが行われたか等に関する情報が引き継がれていないため、ほぼ前回契約を踏襲しているとのことであった。時代の変化に伴い、実情に応じて必要な検討を行い、改定を行っていくためにも、引継ぎが必要な資料が引き継がれていないことは問題である。 財務規則上の書類保存期限は一般的なルールを示しているにすぎない。個々の業務で必要な書類は、一般的な保管期限を過ぎても適切に引き継がれるよう、それぞれの所管部署で適切な取り扱いを定められたい。		○	減量推進課	業務の継続・維持の観点からも過去の経過について引き継いでいけるよう、平成28年2月課内会議で共有を行いました。また、各担当係で重要事項の引継ぎに関する記録を毎年度必要に応じて作成するなど、平成28年度中に簿冊の適切な取り扱いのルールについて定めることとしています。	対応中
12.粗大ごみ等受付業務								
28	105ページ	随意契約に関する財務規則適用誤り	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定は予定価格総額について適用すべきであり、処理業務1件当たりの契約単価が少額であることを理由に随意契約の方法を採用することは適切ではなく、プロポーザル、入札等、適切な契約方法を選択する必要がある。	○		減量推進課	平成28年度の契約案件より改正された「事務決裁規程」に基づき、処理単価ではなく予定総額で決裁権者を決定しています。また、今後はプロポーザルによる選定について検討を行うことにしています。	対応中
29	106ページ	見積り合わせに関する財務規則適用誤り	第1号による随意契約を行う場合には、価格に競争性が働かないため、見積り合わせ等により、価格の適正性に対し、検証を加えることが必要である。	○		減量推進課	平成28年7月に課内会議で文書により改めて「随意契約ガイドライン」を周知し、公正性、透明性及び経済性の確保の観点より、複数の者から見積書を徴することを徹底しました。平成28年度に実施した第1号による随意契約においては、2社から見積書を徴取し、価格の適正性に対し検証を行いました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
13.豊中市電話催告等業務委託								
30	109ページ	随意契約理由の根拠不足	当委託契約については、詳細なマニュアルに基づき業務が実施され、同業務を提供できる事業者が市場に唯一とは考えられず、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はない。 一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望ましい。		○	債権管理課	自治体債権の納付勧奨業務については、同規模自治体でのノウハウを持つ事業者が増えてきたこともあり、平成27年度契約においては指名競争入札により事業者を決定しました。次回(平成30年度)の選定においては、仕様の見直しを行うとともに、プロポーザル等での委託契約を検討します。	措置済
14.住宅支援給付事業業務委託								
31	112ページ	委託料の適切な見直し	住宅等困窮離職者に直接支給される住宅手当に対し、委託先が受け取る間接事務コストとしての委託料の方が、平成24年度から総額で大きいという逆転現象が生じ、支援者一人当たりで換算してみると平成26年度には3.6倍になっている。委託先が唯一豊中市社会福祉協議会であるなか、委託料は組織の人員体制を基準に算定される傾向があり、事業遂行に必要なコストとしてのシビアな見直しが十分であったとは言えない。 支援費と委託料のバランスに配慮して、限られた資金をより有効に生かし、市民への説明責任を果たせるよう、事業の効率的な運営のほか、事業全体の実績を踏まえた委託料の算出について検討されたい。		○	くらし支援課	委託料については窓口における相談件数や支給決定者数等の実績をこれまで以上に加味しながら、委託料の積算を行っていきます。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
15.生活困窮者自立支援促進モデル事業								
32	114ページ	訓練実績と相関関係がない委託料の額	生活困窮者の就業支援という目的に照らして、訓練・実習への参加人数(成果)と、委託費の額(費用)に合理的な相関関係がない。 今後、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として実施するにあたっては、受け入れ可能な事業者を地域に増やしていくことが解決策の一つとして考えられる。 また、委託内容に応じた経費の単価設定やコンペ又はプロポーザルの実施の可能性についても検討されたい。		○	くらし支援課	本モデル事業は平成27年の生活困窮者自立支援法施行前に事業に対するニーズや効果等を検証する目的で実施したものであり、その結果を踏まえ実習内容等の見直しを行いました。法施行後は、就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業として実施していますが、引き続き、受託事業者とともに実習状況の確認を行いながら、実習内容等の見直しを行っています。また、認定就労訓練事業所を平成27年度に10カ所認定するなど、今なお中間的就労の場を含めた就労訓練が実施可能な社会資源の開拓・育成に努めているところです。 なお、平成28年度は、一部のメニューを除いて公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いました。	措置済
33	115ページ	訓練実施実績のPDCA	当事業は8団体に委託しているが、訓練実施の実績は大きく異なり、同じように公費を投入して少ない効果しか得られなかった委託先もあった。そういった中で、事業全体としては一定数の就職困難者を受入れ、訓練・実習の機会を提供したことで成果があったものと評価されている。 今後の展開に当たっては、よりきめ細かな事業毎の実施内容及び手法の改善に取り組むことが求められる。		○	くらし支援課	平成28年2月から3月にかけて、就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業について、全受託事業者と事業の振り返りを実施し、相談者の就労阻害要因と、利用者の状況に応じて必要となる訓練メニューの検討や、利用実人数に加え、延べ利用人数も評価指標に加えることで、各事業の見直しを行った結果、平成28年度は廃止1事業、委託先事業者変更1事業(介護施設の仕事体験事業)、創設2事業の他、訓練プログラムの見直し等を行いました。	措置済
16.くらし再建パーソナルサポートセンター事業委託								
34	117ページ	随意契約理由の根拠不足	前回の事業実施者というだけでは随意契約の理由としては不足している。契約金額の規模からしても、コンペ又はプロポーザルの実施を検討されたい。		○	くらし支援課	生活困窮者の自立に向けた包括的支援という事業については、計画的かつ継続的に実施し、実践と検証の繰返しによって事業効果を高めていくという性質上、短期間での業者選定になじまないこと、また、本市の競争入札参加に係る登録業者のうち、市が求める仕様を満たす業務の提供等、業務を受託できる業者が当該受託団体のみであることから平成28年度は、随意契約することとしました。引き続き、事業者の動向を踏まえ公募型プロポーザルの実施について検討していきます。	措置済
17.起業支援型地域雇用創造事業委託								
35	119ページ	契約保証金の免除規定の適切な記載	「契約決議書」に添付されている「契約保証金免除理由書」には、リスク管理の観点で適切な記載を行われたい。		○	くらし支援課	当該契約案件については、契約の相手方の協力を得なければ施策を遂行できないことから、関係課と調整のうえ、運用により契約保証金免除の判断を行いました。一方、判断の根拠をより明確にするため、平成27年4月に財務規則が改正され「契約の相手方の協力を得られなければ施策を遂行できない場合は、その都都市長が認める額」の規定が追加されました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
18. 豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業								
36	122ページ	事業者の選定方法の見直し	競争性のある契約方法の採用も可能であり、仮に、他に適切な事業者が存在しないという判断から随意契約を続けるとしても、少なくとも当該事業を4法人に限定して随意契約を行う合理性はない。 事業目的の達成のために随意契約によることの妥当性について改めて検証を行うとともに、公平性や透明性の観点から事業者の選定方法について再検討されたい。		○	高齢者支援課	平成28年7月に市内の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人14法人に対して、文書及びに訪問により、当該事業の説明を行いました。今後、平成28年度中に公平性・透明性の観点から事業者の選定方法を検討します。	対応中
37	122ページ	契約書の記載誤り	契約書の作成過程で文言誤りが発見・修正されていない。決裁過程におけるチェックに問題がある。		○	高齢者支援課	契約書を作成する際には、担当者以外の複数の職員による確認作業を実施する体制を再度徹底することとし、平成28年7月に課内全職員に対し文書により周知しました。	措置済
19. 豊中市介護予防二次予防事業通所型介護予防事業委託								
38	124ページ	プロポーザル提案額を考慮しない配点方法	プロポーザル型コンペにおいては、金額以外の要素が重視されるものの、見積金額差が一切、得点差として反映されないような採点方法は異例である。 プロポーザル型コンペを実施する際において、提案金額からも一定の得点差が生じるような採点方法が望ましい。		○	高齢者支援課	介護予防二次予防事業通所型介護予防事業は、平成28年度をもって終了となるため、本事業についてプロポーザル型コンペを実施する機会はありませんでしたが、今後、他の事業においてプロポーザル型コンペを実施する場合には、提案金額からも一定の得点差が生じるような採点方法を採用するよう課内職員に周知しました。	措置済
20. 豊中市高齢者ふれあい入浴事業								
39	125ページ	事業実績の確認方法の検証	委託料支払いの基礎となる事業実績報告書に記載される入浴者数は補助対象上限がないにもかかわらず、数値の正確性が検証されていない。 入浴者数は委託料の支払に直結することから、入浴者数の検証方法について検討されたい。		○	高齢者支援課	平成28年4月から、事業の実績報告について、「事業実績報告書」を毎月提出してもらうことに加えて、各浴場から入浴証の半券も提出していただき、入浴者数の検証を行うこととしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
21. 平成26年度定期予防接種業務委託								
40	129ページ	近隣市町との相互乗り入れに係る精算	<p>予防接種の相互乗り入れは市民の利便性を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与するという目的にかなったものであるが、豊中市においては他市町民の接種を受け入れる方が多く、平成26年度では年間20百万円程度、委託費用を持ち出していることになる。これは試算に過ぎないが、毎年同様の負担超過が続いているようであれば、市民にとっては何らかの形で精算すべき、ということになるのではないかと。自治体間の調整が必要になるため、毎年のデータを提示したうえでルールを作成し、近似値の概算額で精算するなどの方策を検討されたい。</p>		○	保健予防課 (H27:健康増進課)	<p>10月から実施予定の「高齢者のインフルエンザ予防接種」について、精算方式の導入を平成28年度北摂保健衛生主管課長会の事務局である吹田市へ課題提起し、北摂市町と調整した結果、豊能医療圏域である4市2町(豊中市、吹田市、箕面市、池田市、豊能町、能勢町)で精算方式を導入した相互乗入の覚書を新たに締結しました。</p> <p>併せて、来年度に向け、現在北摂市町間で締結しているA類を含むすべての予防接種の覚書内容についても精算方式を導入する方向で調整中です。(平成29年3月中に締結予定)</p> <p>また、本件については、北摂地域での課題解決と並行して、抜本的な解決のために大阪府全体での広域的課題として取り組むことが望ましいと考えているため、大阪府に対し市長会を通じて要望を行っています。</p>	対応中
41	130ページ	単価契約への決裁規程の適用誤り	<p>契約単価ではなく、総額予算に着目して、誤りなく規程を適用すべきである。</p>	○		保健予防課 (H27:健康増進課)	<p>平成28年度契約案件より、契約期間中の予定総額で決裁権者を判断しています。</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
22. 豊中市立庄内保健センター診療業務								
42	131ページ	薬剤管理の不備	薬剤については横流しや誤使用のリスクがあり、在庫の管理、確認は重要である。日々の出入りから本来書面で管理すべきものであり、在庫表を作成し、しかるべき管理者による確認も必要である。在庫管理及び実地棚卸のルールを策定し、それに沿った運用を行うべきである。	○		保健医療課 (H27:健康増進課)	平成28年3月に実地で業務に関する手順の点検を行い、庄内保健センター分の薬剤の在庫管理を行うための在庫表を作成するとともに、管理者を選任し、医薬品を定期的(毎月)に管理する体制を整えました。	措置済
23. 豊中市国民健康保険1日総合健康診断業務及び脳ドック健診業務委託								
43	135ページ	契約医療機関の選定	市内の医療機関全てに契約の意向が確認できていない中で、特定の医療機関とのみ長年にわたり随意契約を続けていることは、契約相手方選定の透明性に問題がある。平成26年度で最も受診者の多い医療機関は1,821人であったが、最も少ない医療機関では0人である。 今後、契約医療機関の選定において、契約先を取捨選択するのであれば、利用実績も勘案して、既存の契約先に対する継続契約の是非についても検討されたい。		○	保険給付課	平成28年度委託契約において、平成27年度契約医療機関に契約の意向確認を行った際、1件休院による辞退の申し出があったことから、平成27年度契約医療機関のうちその1件を除くすべてと引き続き平成28年度も契約を締結することし、現行どおり受診者の利便性を確保しました。平成30年度からの国保広域化による保健事業のあり方を見極めつつ、平成29年度委託契約締結前には、現行の医療機関に加え、未契約の市内医療機関に対して、市HP等を通じた情報提供を行っていきます。	対応中
44	136ページ	国民健康保険人間ドック助成制度	当事業は、近年、事業費が増加傾向にあり、平成24年度から26年度では2割増加している。助成の内容は自治体によってばらつきがあり、関西2府6県の中核市の中では豊中市は比較的手厚い助成を行っている。 事業費が増加傾向にあり、その財源は被保険者から徴収する保険料であることから、検診による成果や他の保健事業との優先度、他の保険者の助成状況も鑑みた上で、保険者として助成制度を検討することが望ましい。		○	保険給付課	平成30年度からの国保広域化により、人間ドック助成制度を含めた保健事業について、府内の共通基準分と市町村の裁量分に分けて、整理検討する必要があります。府内の共通基準や市町村裁量分の財源等に係る大阪府・市町村広域化調整会議における検討経過を踏まえ、市の実施内容を決定していきます。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
45	136ページ	単価契約への決裁規程の適用誤り	単価ではなく、契約総額で決裁権者を判断する必要があり、規程の適用誤りである。	○		保険給付課	平成28年度契約案件より、契約期間中の予定総額で決裁権者を判断しています。	措置済
46	137ページ	再委託の状況確認	再委託承認の申し出がないことから、消極的に再委託はないものとし、再委託の有無について特に確認は行っていない。 当該業務は毎年1、2月頃に来年度の契約の可否及び検診項目・金額等についての確認を行っているため、その中で再委託の状況についても確認することが望ましい。		○	保険給付課	平成28年度の委託契約において、血液検査及び便潜血検査においてのみ、再委託を可とすることや再委託を行っている場合においては、再委託承諾申出書の提出が必要となる旨を、文書にて改めて周知し、再委託の有無を確認しました。	措置済
24.業務委託契約(民間保育所入所委託)								
47	140ページ	社会福祉法人との契約における契約書の未作成	学校法人及び宗教法人とは契約書を締結しているが、社会福祉法人との間では契約書が作成されていなかった。規定に基づき契約書の作成が省略されているが、契約行為を行う際は、契約書を極力作成し、法的関係を明文化すべきである。当該規定が適用されるべき範囲については、市として考え方を整理されたい。		○	こども事業課	平成27年度契約から社会福祉法人との契約においても契約書を作成することとしました。	措置済
48	141ページ	決裁権限に関する規程の整理	学校法人等との契約について、契約決議書上豊中市事務決裁規程の別表8(2)を適用することが妥当と判断して決裁を得ている。契約の内容を鑑みると民間保育所における保育の委託は「事務・事業の委託」に該当すると考えられ、同規程の第9条第13号又は別表6(3)を適用する方がより適切であったと解される。		○	こども事業課	民間保育所との契約については平成28年4月に事務決裁規程が改正され、こども未来部長の専決事項として定められました。	措置済
49	142ページ	契約保証金の徴収	契約保証金は、保育単価ではなく、委託料総額に基づき徴収すべきである。 新設の園について、初年度は3号の契約保証金免除規定に該当しない場合もあるため、契約保証金の徴収が必要となることに留意されたい。		○	こども事業課	平成27年4月に改正された財務規則の契約保証金免除に係る規定に基づき、平成28年度から当該免除規定に該当しない案件については契約保証金を徴収することとしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
50	143ページ	調理業務の第三者委託に関する契約内容の確認が不十分	調理業務を委託している6園のうち5園は有事の際の業務代行者を設定しているのに対し、残りの1園は設定していない。実態を確認し、現在未設定の1園に対し、他の5園と同様の対応を求めることが必要か検討されたい。		○	こども事業課	平成28年度から、調理業務を第三者に委託している施設については施設指導監査調書に基づき、契約書の内容の確認を行っています。 なお、有事の際の業務代行者を設定していなかった1園については、平成27年度から契約を更新していません。	措置済
51	143ページ	保育所運営費(委託料)の精算誤り	精算資料の作成誤り(交付済み額の集計誤り)による保育所運営費の支給不足や超過支給があった。 保育所運営費の精算を適正に実施するため、精算資料の作成時に実際の交付済み額との照合作業も実施するべきである。	○		こども事業課	保育所運営費の年度末精算について、精算資料の作成誤り等が生じないよう、平成27年度より歳出簿との照合作業を実施するなど精算金額の確認を徹底するよう改めました。	措置済
25.業務委託(家庭保育所入所委託)								
52	145ページ	家庭保育所との契約における契約書の未作成	家庭保育所への業務委託について契約書を締結していない。責任の所在を含め契約内容を互いに明確にし認識を共有しておくため、民間保育所と同様、契約書を締結することの要否を検討されたい。		○	こども事業課	平成28年度契約から家庭保育所全8施設と契約書の作成を行うこととしました。	措置済
26.市営西谷住宅ほか25施設(計2,378戸)及びこれらの共同施設の管理運営に関する年度協定等について								
53	148ページ	指定管理委託料における修繕費の取扱い	当該業務に係る収支は、2年連続で250万円以上の剰余金が発生しており、これは空家修繕費、一般修繕費と人件費の各支出項目が予算を大幅に下回ったことが要因である。修繕を行うための予算を与えているにもかかわらず、適切な時期に適切な修繕を実施しなければ、次期の指定管理者に隠れ債務を引き継ぐ可能性がある。 修繕費等、指定管理者に執行義務が課されている費目において余剰が発生した場合は、次年度に繰り越し、一定期間後には精算する、又は毎年度精算して返還する等の取り扱いを協定書で定めることの要否について検討されたい。		○	住宅課	指定管理者が、市営住宅管理上必要な維持修繕等を迅速かつ適切に創意工夫を活かして実施し、また、老朽化による設備の不具合など突発的な修繕にも柔軟に対応できるよう、指定管理委託料は原則精算を行わないものとしています。現指定管理期間(平成28年度～平成32年度)において、これを前提に公募を行い提案を受けました。 空家補修に関しては、業務の質が低下することがないように、施設管理者として市が事業報告書や年度評価においてサービスレベルが確保されているかを確認しており、業務未達成の場合はそれに対する費用相当分をペナルティとして徴収しています。 一般修繕(日常の修繕)に関しては、指定管理者との定例会議での情報共有に合わせ、維持修繕業務を1週間ごとに進捗状況を市で把握し、修繕業務に不履行が起きないように努めています。 市営住宅は他の市有施設と異なり、特定の入居者が利用する居住空間であるため、施設に不具合が生じると改善に至るまで対応し、履行確認においては、市が行っています。これらを踏まえ、現指定管理期間中の指定管理業務に係る収支を注視し、当該業務における適正かつ相応の負担額を見極め、平成32年度の次回選定に向けて精算方式の導入を検討します。	対応中

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
27.放置自転車等一括業務								
54	150ページ	誓約書の提出に係る指導の不備	受注者及び再委託先から暴力団等排除措置要綱で必要とされている誓約書を徴していなかった。	○		交通政策課	豊中市暴力団排除条例等に基づき、平成27年8月に誓約書を徴収しました。再発防止策として、500万円以上の契約については、支出負担行為決議書に誓約書様式を添付し、また契約決議書に誓約書を添付し決裁を受けることなど、暴力団排除に係る事務手続きについて平成28年7月に課内全職員に対し、文書により周知しました。	措置済
55	151ページ	不適切な契約書日付の記載	当該契約に係る見積書提出日は平成26年2月4日、契約決議書の起票年月日が平成26年3月3日であるにもかかわらず、契約書の締結日付が平成25年12月18日となっていた。	○		交通政策課	平成28年2月に契約日について訂正するとともに、今回指摘を受けた点について、平成28年7月に課内全職員に文書により周知しました。なお、財務会計書類上の契約締結日の表示について、任意の日付を入力できるよう契約管理システムが改修されました。	措置済
28.平成26年度市内一円道路清掃業務								
56	153ページ	産業廃棄物収集運搬・処分業務の再委託	清掃業務において生じる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、市が排出事業者であり、本件に関わる産業廃棄物の収集運搬・処分業者とそれぞれ委託契約を締結する必要がある。		○	水路課	平成28年度の清掃業務を収集運搬と処分業者に分けて、契約を締結(平成28年7月)しました。	措置済
29.豊中市立青少年自然の家管理運営業務								
57	157ページ	現金収入管理の不備	使用料の収納方法について、条例には前納が明記されているが、実際には退所時当日に支払いが行われている(後納)。現状の統制方法では、市に現金振り込みされた額を市の収納すべき額としているのみであり、実際に収納すべき金額が確実に収納されているかが確認できていない。現地では宿泊費以外に食費や物販、シーツ代、冷暖房代など、現金収納を種々行っているが、同様に、統制が不十分なまま長年業務を行っている。 市の他の施設、他の自治体の同種施設等の情報を参考に、施設に合った統制を考案する必要がある。		○	生涯学習課	平成28年度より、施設使用料は入所時までの前納を徹底し、連番管理した領収書(人数等の明細入り)を発行のうえ、使用団体のサインをいただく運用を開始しました。まき代やプログラム利用料などは、利用実績に応じて退所時に精算し、連番管理した領収書を発行することとしました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
58	157ページ	簿外処理されている現金	利用者から徴収する給食費収入や材料費運搬費などの費用は実費相殺と解釈して、収支報告書には記載されず、帳簿外で処理されている。市はこれらの現金収入・費用について管理しておらず、現在の料金設定が適切かどうかも把握していない。公の施設を利用して現金を収納する以上、それらの収支を明確にするためにも、収支報告書に収入と支出の総額を計上することが望ましい。現金取り扱いの内部統制の面からも不正が発生しやすく危険であるため、他にも簿外で処理されている現金がある場合には、同様に帳簿で収支を明確に管理するよう指導されたい。		○	生涯学習課	指定管理者が第三者に再委託している青少年自然の家の食堂運営業務において、当該業務の事業者は毎月の食堂等運営状況報告とともに、収支計算書を四半期ごとに、食事関係代金徴収明細書を必要に応じ、指定管理者に報告すべきことになっています。今後は、これらの報告内容を市に遅滞なく報告するよう、平成28年8月に指定管理者に指導しました。給食費に関しては、適切な料金設定を行うため、指定管理者と市と協議を行っていることに加え、利用者を対象とする満足度等の調査も実施しています。なお、給食費の徴収方法などの取扱いについては検討を行います。	対応中
59	158ページ	主催事業の実施による余剰金の発生とその処理	市は、青少年自然の家の青少年健全育成という設置目的を踏まえて施設の効用を一層高めるために、主催事業の実施を求めている。これらの主催事業で、平成22～26年の5年間の指定管理期間において発生した余剰金の合計は2,134千円である。現在のところ、主催事業は指定管理者の自主事業でないと考えられていることから、当該事業に要する経費に充当する額を差し引いた額は市の納入とすべきである。自主事業の範囲を整理し、それに応じた手続を実施されたい。		○	生涯学習課	当該事業の性質について改めて検証し、主催事業として整理を行いました。このため、当該事業のみに着目した収支管理ではなく、指定管理業務全体の中で適正に収支管理を行っていきます。	措置済
60	159ページ	適切な備品管理の推進	貸与中の物品は散逸しやすいため、所有者を明確にして現物帳簿の管理を明確にし、現物と定期的に照合して、適正な備品管理を行われたい。		○	生涯学習課	平成28年8月に、市と指定管理者で備品台帳を基に現物確認を行い、備品・物品の帳簿を更新しました。今後は、年度内に1回照合を行い適正に備品を管理します。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
30.豊中市立岡町図書館総合管理業務委託 他								
61	163ページ	契約締結時に必要な書類の不備	契約締結時に提出が義務付けられているにもかかわらず、入手できていない書類があった。	○		読書振興課	『豊中市総合管理業務委託(清掃・警備)にかかる参考様式』(契約検査課作成)の書式一覧表を参照しながら、平成28年4月から5月にかけて、各図書館の総合管理業務委託(清掃・警備)契約について書類の提出状況を点検し、未提出書類については受託者に早急に提出を求め受領しました。	措置済
62	163ページ	決裁規程の適用誤り	事務手続における決裁者が事務決裁規程上の決裁権者ではなかった。	○		読書振興課 契約検査課	長期継続契約は契約期間中の総額で専決者を決定することとし、事務決裁規程を改正(平成28年4月施行)しました。	措置済
31. 豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業委託								
63	166ページ	AETの配置	それぞれ学級数の異なる中学校区に対し、均一に各1名のAETを配置しているため、AET1人当たりの英語授業数は88コマから319コマまで、3倍以上の開きがある。AETの配置に配慮されたい。		○	学校教育課	中学校区によって学級数が異なるため、AET(外国人英語指導助手)一人当たりの英語(外国語)授業数には差がありますが、児童・生徒一人にとって、受けられる英語(外国語活動)授業数に差が生じることがないように、小中学校それぞれの英語(外国語活動)授業数(AETが配置される授業数)に上限を設けています。 ただし、英語(外国語活動)の授業以外でAETに接することができる時間数や教材作成等、教員の支援に従事してもらう時間数については中学校区によって差がありますので、平成29年度以降の契約において、仕様の見直し等により是正を図ります。	対応中
64	167ページ	公募型プロポーザル方式による業者選定	当該業務は「英語学習におけるリスニング、スピーキング、リーディング等の指導を通じて児童生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を養うことを目的。」としてことから、単なるネイティブスピーカーを人材派遣することではなく、目的を達成するための授業支援等の内容やより良いやり方について、業者によって異なる提案や工夫、ノウハウがある可能性がある。現在は競争入札で委託先を決定しているが、公募型プロポーザル方式を導入することも検討されたい。		○	学校教育課	平成28年度の契約においては、高い専門性と豊富な経験を有したAET(外国人英語指導助手)が派遣できる事業者を選定することを目的として公募型プロポーザル方式を導入し、業者を選定しました。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
65	167ページ	決裁規程の適用誤り	各事務手続における決裁者が、事務決裁規程上の決裁権者である教育監ではなかった。	○		学校教育課	平成28年度契約においては、事務決裁規程に基づき正しい決裁権者を選択しました。また、同様の誤りを生じさせないよう、平成28年8月に課内全職員に対し文書により周知しました。	措置済
32. 学校給食搬送業務委託契約								
66	170ページ	随意契約理由の記載誤り	「契約決議書」と「随意契約理由書」の随意契約理由の記載が一致していなかった。	○		学校給食課	契約業務において、指摘のような誤りを生じさせないよう、課内職員に対し契約業務の理解を深めるため平成27年7月に独自研修を行いました。また、平成28年6月に契約検査課主催の契約実務研修を受講するとともに8月には独自に勉強会を実施するなど、課内への周知を行いました。	措置済
67	170ページ	契約保証金の免除規定の記載漏れ	「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた。	○		学校給食課	契約業務において、指摘のような誤りを生じさせないよう、課内職員に対し契約業務の理解を深めるため平成27年7月に独自研修を行いました。また、平成28年6月に契約検査課主催の契約実務研修を受講するとともに8月には独自に勉強会を実施するなど、課内への周知を行いました。	措置済
68	171ページ	契約金額の妥当性の検証	当該契約においては、委託先から徴収した見積書に基づく金額を予定価格としており、複数の業者からの見積書徴収や、所管部署での積算は実施されておらず、予定価格と契約金額は同額である。当初入札時の平成17年度と比較しても、契約金額は+1.75%しか変動しておらず、長年にわたり同一の相手先と随意契約を続けているために、価格が硬直的になっている可能性がある。 平成30年度を目途に一般競争入札で委託先を選定する予定であり、それに向けて予定価格を適切に算出するため、現在の委託金額が妥当であるかについての検証を実施された。		○	学校給食課	本契約における金額の内訳は、人件費、ガソリンなどの油脂類、車両の修繕費メンテナンス経費、車庫代等車両運行に係るコスト、一般管理費に分けて、それぞれ積算しています。それぞれ本市職員の給与水準や一般市場価格などとの比較を行い、算出価格は妥当であると考えていますが、平成30年度には車両更新も含め、業務を抜本的に見直す際に再度積算を行います。	措置済
69	171ページ	車両燃料費の契約上の取扱い	車両の燃料費は市況により価格変動が大きいことが想定されるため、契約金額が実態から乖離しないよう、固定契約ではなく変動契約とすることを検討されたい。		○	学校給食課	車両の燃料費部分について、現在の委託料に占める割合は少なく、契約業務を煩雑にすることから、当該部分の価格変動を考慮した変動契約を行うメリットは双方にとって少ないものと考えます。また、入札時に自家給油施設を持つなど値幅を抑える燃料調達が可能事業者のメリットを損なう等の懸念もあります。 なお、現行契約において通常の想定を超えるような大幅な価格変動があった場合は、協議事項で対応することを確認しました。平成29年度委託契約では、状況に応じて両者協議を行う旨を追記した契約を締結することとします。	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
33. 豊中市中学校給食調理業務委託(Aブロック)								
70	173ページ	中学校給食の喫食率の改善	平成26年度は喫食率(給食を食べる生徒の割合)50%を目標に掲げているが、現在多くの中学校において10%以下と目標を大きく下回る水準で推移している。 中学校給食の導入を推進する国の方針を鑑み、また市として費用対効果の面からも、他の自治体での取り組みも参考にしながら効果的な運用に努められたい。	○		学校給食課	喫食率の向上策としては、給食試食会や給食だより(献立表)の配付などを行っています。 平成28年6月には豊中市教育委員会中学校給食推進事業実施要綱を策定し、学校学年毎に生徒全員で喫食する推進事業を開始したほか、平成28年度から中学校給食を就学援助の対象としました。 今後は、上記の取り組みを軸に中学校での給食喫食の風土の醸成と喫食率の向上につながるよう努めます。	措置済
71	173ページ	給食材料費の契約上の取扱い	市から支払われた給食材料費と委託先が実際に支払った給食材料費には差が生じることがあり、野菜等天候不順により価格変動が大きかった場合には、その差が多額となる可能性がある。現に、当該契約では744千円委託先の赤字となっていた。給食の安定的な供給を確保するため、委託先の財務面での負担を必要以上に強くないよう、委託先と協議し中学校給食を安全で持続可能な事業として構築するための対応策を検討されたい。	○		学校給食課	食材の仕入れの元となる献立については、毎月定期的に事業者と市が協議を行い作成しています。野菜の価格や種類、栄養価等を総合的に考慮した上で、種類や量を調整しながら献立を決めていますので、天候不順による野菜等の価格変動が委託先の負担とならない仕組みとなっています。今後も、引き続き協議を行いながら献立を決めてまいります。	措置済
34. 豊中市中学校給食支援システム運用業務委託(Aブロック)								
72	175ページ	契約保証金の免除規定の記載漏れ	「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた。	○		学校給食課	契約業務において、指摘のような誤りを生じさせないよう、課内職員に対し契約業務の理解を深めるため平成27年7月に独自研修を行いました。また、平成28年6月に契約検査課主催の契約実務研修を受講するとともに8月には独自に勉強会を実施するなど、課内への周知を行いました。	措置済